

## 車両運転時の携帯電話使用に係る罰則強化等を求める意見書

昨年8月、徳島市において、スマートフォンのゲームに気を取られ、前方の安全確認を怠ったまま運転していた軽四自動車により、道路を横断していた女性二人がはねられ、一人は死亡し、もう一人も重傷を負うという痛ましい事故が発生した。

全国的にも同様の死亡事故が数件発生しているほか、単なる通話やメールの送受信等の車両運転中の携帯電話使用による交通違反も後を絶たない状況にあることなどから、対策の強化が喫緊の課題となっている。

車両運転中の携帯電話使用については、使用者のモラルの問題、メーカーの責任の有無など、様々な意見があるが、何よりも優先しなくてはならないのは、国民の命を守ることである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律では、過失運転致死傷罪の刑罰は最長7年以下の懲役であるにも関わらず、ほとんどの裁判において、遺族と被害者側の認識と乖離した結果に終始している。

さらに、道路交通法では、自動車の運転中に携帯電話を使用し道路上で危険を生じさせた場合、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が罰則として科されるにすぎず、まずもって、これらの罰則を強化すべきである。

よって、国においては、こうした痛ましい交通事故を二度と発生させないため、また、子供や高齢者など交通弱者に対する安全・安心な交通社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要請する。

- 1 道路交通法及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律などの関係法令を改正し、車両運転中の携帯電話の使用行為や、携帯電話使用中に発生させた交通事故の罰則を強化すること。
- 2 携帯電話の使用について、モラル向上に資する広報啓発を実施するほか、中学校、高等学校等の教育機関をはじめ事業所等における交通安全教育の拡大を図ること。
- 3 携帯電話を使用中の交通事故を防止するため、自転車をはじめとする車両の運転者に対する全国的な取締りを強化すること。
- 4 事業者、有識者等と連携し、事業者における携帯電話のシステム上の対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月13日

徳島県議会議長 木 南 征 美